

**「速旅 三重(津松阪地区)ゴルフ場利用券付ドライブプラン(A・ゴルフ場利用券付プラン)」  
に係る速旅ゴルフ場利用券付ドライブプラン共通規約別表**

**別表 1 ゴルフ場利用券利用可能施設**

No	ゴルフ場名	特典	特典対象者
1	青山高原カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
2	伊勢中川カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
3	一志ゴルフ倶楽部	練習場コイン1枚	申込者のみ
4	CRC 白山ヴィレッジゴルフコース	練習場コイン1枚	申込者のみ
5	CRC 三重フェニックスゴルフコース	ペットボトル1本	申込者のみ
6	CRC 三重白山ゴルフコース	ペットボトル1本	申込者のみ
7	三甲ゴルフ倶楽部榊原温泉コース	練習場コイン1枚	申込者のみ
8	榊原ゴルフ倶楽部	ペットボトル1本	申込者のみ
9	西日本セブンスリーゴルフクラブ	練習場ボール1かご	申込者のみ
10	松阪カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
11	メナードカントリークラブ青山コース	練習場コイン1枚	申込者のみ

**別表 2 : ゴルフ場利用券の金額及び使用条件**

額面	販売価格	申込確認書の媒体	使用方法
4,000円	4,000円	インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	<p>事前に別表1に定めるゴルフ場に予約を行ったうえで、共通規約第8条に定める施設利用日に当該予約を行ったゴルフ場のフロントにて左記媒体による申込確認書を提示し、係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証することにより、ゴルフ場利用券として左記額面をゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができます。</p> <p>左記媒体での画面認証が必要となりますので、申込確認書の提示のみではゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができません。</p> <p>左記媒体を忘れた場合又は施設利用日の変更を希望される場合は、その旨を当該予約を行ったゴルフ場のフロントに申し出て、係員の案内に従ってください。</p> <p>但し、ゴルフプレー代金等が左記額面未満であってもお釣りは出ませんのでご注意ください。</p>

**別表 3 : 本プランの利用可能期間**

利用可能期間	2024年5月8日(水)から2025年4月24日(木)まで
--------	-------------------------------

別表 4 : ゴルフ場予約の条件

ゴルフ場予約条件	別表 1 に示す利用対象ゴルフ場の公式 WEB サイト、ゴルフダイジェスト・オンラインの特設サイトからまたは電話にて利用対象ゴルフ場に対しゴルフプレーの予約
----------	--

別表 5 : 本プランの申込期限

申込期限	本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで
------	----------------------------------

別表 6 : 発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	施設利用日
対象プランなし						

別表 7 : 発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能 期間	施設利用日 (※1)
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) A<発着なし> 三重県中部プラン 1 日間	A	<b>6,800 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,800 円 [ゴルフ利用券] 4,000 円	<b>6,200 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,200 円 [ゴルフ利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から連続する 最大 1 日間	左記期間内 のうち 1 日 愛知三重⑥
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) A<発着なし> 三重県中部プラン 2 日間		<b>7,300 円</b> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [ゴルフ利用券] 4,000 円	<b>6,600 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [ゴルフ利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から連続する 最大 2 日間	左記期間内 のうち 1 日 愛知三重⑦

※1 速旅ゴルフ場利用券付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

別表 8 : 高速定額利用 (発着エリア)

記号	対象路線	対象インターチェンジ
対象プランなし		

**別表 9 : 高速定額利用 (周遊エリア)**

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東名阪自動車道 (名古屋西 JCT~伊勢関 IC)</li><li>・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC~松阪 IC)</li><li>・ 伊勢湾岸自動車道 (名港中央 IC~四日市 JCT)</li><li>・ 新名神高速道路 (四日市 JCT~甲賀土山 IC、亀山 JCT~亀山西 JCT)</li><li>・ 東海環状自動車道 (新四日市 JCT~大安 IC)</li><li>・ 名古屋第二環状自動車道 (名古屋西 JCT~飛島 JCT)</li></ul>

**別表 10 : ゴルフ場利用券を利用しなかった場合の代替措置**

申し出の有効期間	代替措置の内容
本プランの利用予定日から2か月以内	本プラン申込と同じゴルフ場での利用に限り、未利用分のゴルフ場利用券については、後日ご利用いただけます。 後日ご利用される場合は、改めてゴルフ場へご予約の上、当社までゴルフ場利用券を利用しなかった事実とともに、改めてご予約されたゴルフ場、ご利用日、ご予約者名をお申し出ください。

**別表 11 : 申込者の個人情報を提供する先として指定する者**

指定者	津松阪地区ゴルフ場協議会
-----	--------------